

第百五十九回国
参議院農林水産委員会會議録第九号

平成十六年四月一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

小泉 顕雄君

補欠選任

服部三男雄君

出席者は左のとおり。

委員長

岩永 浩美君

理事

加治屋義人君

段本 幸男君

常田 享詳君

和田ひろ子君

紙 智子君

委員

市川 一朗君

小斉平敏文君

服部三男雄君

松山 政司君

三浦 一水君

小川 勝也君

信田 邦雄君

羽田雄一郎君

千葉 国男君

福本 潤一君

市田 忠義君

岩本 莊太君

国務大臣

亀井 善之君

副大臣

市川 一朗君

大臣政務官

福本 潤一君

農林水産大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員 高野 浩臣君

本日の會議に付した案件

○卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(岩永浩美君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
昨三月三十一日、小泉顕雄君が委員を辞任され、その補欠として服部三男雄君が選任をされました。

○委員長(岩永浩美君) 卸売市場法の一部を改正する法律案、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。
政府から順次趣旨説明を聴取いたします。亀井農林水産大臣。

○国務大臣(亀井善之君) 卸売市場法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。
卸売市場は、国民生活に不可欠な生鮮食料品等の流通の円滑化を図る上で重要な役割を果たしておりますが、近年、卸売市場経由率の低下や市場関係者の経営悪化が進んでおります。国際化の進展を踏まえた国内農水産物の生産、流通を通じた構造改革の必要性の高まりや、消費者の安全、安心に対する関心の高まり等に適切に対応して、生産者及び実需者が安心して利用できる市場の確立に向け、卸売市場における流通の効率化や品質管理の徹底等を図ることが急務となっております。

こうした状況を踏まえ、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、食の安全、安心に対する関心の高まりに対応し、卸売市場における適正な品質管理を推進するため、卸売市場整備基本方針等において、品質管理の高度化のための措置を定めるとともに、中央卸売市場の開設者が定める業務規程の記載事項について、品質管理の方法を追加することとしております。

第二に、流通の効率化等に資するため、電子情報通信技術を活用する取引方法に関し、市場内に現物を搬入して卸売をしなければならないとする規制を緩和するとともに、卸売業者が出荷者から委託を受けて卸売を行うことを原則とする規制、業務規程で定める委託手数料以外の報償の收受を禁止する規制等を廃止することとしております。

第三に、卸売市場の再編の円滑化を図るため、卸売市場整備基本方針で卸売市場の再編に配慮してその配置の目標を定めなければならないとするともに、中央卸売市場整備計画に運営の広域化や地方卸売市場への転換が必要な中央卸売市場の名称を位置付け、これらの再編に伴う手続の簡素化を図るための規定を整備することとしております。

第四に、中央卸売市場の仲卸業者の財務の健全化を図るため、仲卸業者に対し必要な改善措置を命ずる際の基準を業務規程で明確化することとしております。
続きまして、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

本法は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、金融及び税制上の支援措置を講ずることにより、特定農産加工業者の経営の改善を促進するため、平成元年に、その有効期間を限った臨時措置法として制定されたものであります。

これまで、本法の活用により、特定農産加工業者の経営改善に一定の成果を上げてきたところであり、農産加工品の輸入の増加による影響が引き続き継続している一方で、国内農産物の重要な販路である農産加工業の持続的な発展が地域農業の健全な発展のためにも必要であることから、引き続き特定農産加工業者の経営改善に取り組んでいく必要があります。

このため、本法の有効期間を更に五年間延長することとしております。
以上がこれら二法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。
○委員長(岩永浩美君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。
両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会をいたします。
午前十五時五分散会

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、卸売市場法の一部を改正する法律案
一、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

卸売市場法の一部を改正する法律案
卸売市場法の一部を改正する法律
卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一

部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「合理化」の下に「並びに物品の品質管理の高度化」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号の目標を定めるに当たつては、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しなければならぬ。

第五条第二項第一号中「及びその取扱品目の適正化又はその施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場の名称を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「又は取得を」取得又は管理に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その取扱品目の適正化若しくはその施設の改善を図ること又はその運営の広域化若しくは地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の名称

第六条第二項第三号中「合理化」の下に「並びに物品の品質管理の高度化」を加える。

第九条第二項第四号中「方法」の下に「委託手数料に関する事項にあつては、農林水産省令で定めるもの」を加え、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

第十条第三号中「第七号」を「第八号」に改める。
第十一条第二項及び第十三条の二第二項中「第六号」を「第七号」に改める。
第十三条の三第一項各号列記以外の部分中「開設されている中央卸売市場」の下に「（中央卸売市場整備計画で定められた運営の広域化を推進することが必要と認められるものに限る。）」を加える。

第十三条の四の次に次の二条を加える。

（地方卸売市場への転換）

第十三条の五 中央卸売市場整備計画で定められた地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の開設者又は当該開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、地方卸売市場を開設しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けて、当該中央卸売市場を地方卸売市場に転換することができる。

2 前項の許可を受けた者は、第五十五条の許可を受けたものとみなす。

3 第一項の規定による転換があつたときは、当該中央卸売市場に係る第八条の認可は、その効力を失う。

4 第五十六条及び第五十七条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

（地方卸売市場への転換の効果）

第十三条の六 前条第一項の規定による転換後の地方卸売市場に係る業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が同項の規定による転換前の中央卸売市場の卸売業者についての第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいる場合には、当該卸売業者は、当該中央卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第五十八条第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。
第二十二條及び第二十三條 削除
第二十四條中「二」を「いずれかに」に改め、第四号及び第五号を削る。

第三十五條を削り、第三十四條の二を第三十五條とする。
第三十八條を次のように改める。
第三十八條 削除

第三十九條第二号中「すること」の下に「又は電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をすること」を加える。

第四十一條を次のように改める。
第四十一條 削除

第四十四條中「行なう」を「行う」に、「係る開設区域内においては」を「おける業務については」に改める。

第四十七條を削る。

第四十六條の二第二項中「までに」の下に「農林水産省令で定める区分ごと」を、「卸売予定数量の下に」その他農林水産省令で定める事項を加え、同条第二項中「売買取引の方法」を「農林水産省令で定める区分」に改め、同条を第四十七條とする。

第五十一條第三項中「当該卸売業者の業務若しくは」を「当該卸売業者の業務又は」に、「命じ、又は」を「当該卸売業者が支配関係を持つている法人の業務若しくは会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を勧告する」を「命ずる」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 開設者は、仲卸業者の財産の状況が中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として業務規程で定める場合に該当するときは、当該仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができ、

第六十七條第二項中「若しくは」は第五十八條第一項を削り、「処分」の下に「開設者に対する処分に限る。」を加える。

第七十三條第一項中「卸売の業務」の下に「若しくは仲卸しの業務」を加え、「第四条第二項第二号」を「第四条第二項第一号の目標及び同項第二号」に改める。

第七十八條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「により」の下に「第十三條の五第一項

又は」を加え、同条第六号中「付された」の下に「第十三條の五第一項」を加える。

第七十九條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第二十三條又は」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十一條の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

（卸売市場整備基本方針についての経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の卸売市場法（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定により定められている卸売市場の整備を図るための基本方針は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに改正後の卸売市場法（以下「新法」という。）第四条第一項又は第六項の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日）までの間は、新法第四条第一項の規定により定められた卸売市場の整備を図るための基本方針とみなす。

（中央卸売市場整備計画についての経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により定められている中央卸売市場の整備を図るための計画は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに新法第五条第一項又は第五項の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日）までの間は、新法第五条第一項の規定により定められた中央卸売市場の整備を図るための計画とみなす。

（都道府県卸売市場整備計画についての経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧法第六条第一項の規定により定められている都道府県における卸売市場の整備を図るための計画は、この法律の施行の日から起算して一年六月を経過する日（その日までに新法第六条第一項又は第五項の規定により定められ、又は変更されたとき

は、その定められ、又は変更された日)までの間は、新法第六条第一項の規定により定められた都道府県における卸売市場の整備を図るための計画とみなす。

(中央卸売市場の業務規程に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第八条の認可を受けて開設されている中央卸売市場(次項において「既設中央卸売市場」という。)を開設している地方公共団体は、新法の規定により必要となる業務規程の変更につき、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、新法第十一条第一項の規定による認可の申請をしなければならない。

2 既設中央卸売市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の認可の処分があつた既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の認可又は変更の認可の拒否の処分がなかつた既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可又は変更の認可の拒否の処分があつた日(当該変更の認可の処分があつた日後に当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日)までは、新法第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「十五年」を「二十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成十六年四月九日印刷

平成十六年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A